

令和元年度通常総代会

令和元年度通常総代会は、令和2年3月25日に箕輪町役場講堂において、総代数40人中29人の出席、書面議決権行使10人で開催されました。令和元年度補正予算のほか賦課金徴収方法、令和2年度の予算等、計11議案を提出し、全て原案どおりに承認、可決されました。

令和2年度臨時総代会

令和2年度臨時総代会は、令和2年7月21日に箕輪町役場講堂において総代数40人中36人の出席で開催されました。

令和2年度事業報告及び収支決算並びに財産目録の承認について、補正予算、定款等の改正、計9議案を提出し全て原案どおりに承認、可決されました。

また、協議事項として賦課金、決済金について行いました。

老朽化等で修繕費がかさむ一方、収入は賦課金や転用決済金、補助金のみとなっております。毎年赤字となり、不足分は転用決済金の積立を切り崩して運営している状況であり、その積立も後10年位でなくなると予想されます。臨時総代会に先駆けて行った総務委員会や理事会で協議をし、畑かん賦課金を値上げすることが決定しました。その結果を総代会に諮り、総代会でも承認されました。

来年度より、畑かん賦課金を10a 当り2,000円とさせていただきます。組合員の皆様には、申し訳ございませんがご理解ご協力をお願いいたします。

畑かん経常賦課金

◇納期限11月25日(水)

☆☆納入方法☆☆

《口座振替の場合》

八十二銀行又は、上伊那農業協同組合の口座より振替させていただきます。

《現金納入の場合》

◆町内の方：役員、総代の方が集金に伺います。

土地改良区事務局(箕輪町役場内)での支払いも可能です。

◆町外の方：最寄の郵便局より同封の払込用紙で支払いをお願いいたします。

土地改良区事務局での支払いも可能です。

《お願い》

☆納入は口座振替でご協力をお願いいたします☆

口座振替を希望される方、口座変更される方は、手続き(口座振替依頼書)が必要です。事務局まで申出ください。なお、口座振替可能な金融機関は八十二銀行・上伊那農業協同組合のみとなります。

◆◆賦課金基準日 毎年4月1日◆◆

畑かん経常賦課金

1,700円/10a 当り

手続きが
必要です

- ◆ 農地を宅地等にする時
- ◆ 組合員が交代した時 (相続・売買等)

☆☆農振除外☆☆

・農振農用地区域の除外申請には、土地改良区の意見書の添付が必要です。またこちらは、理事会での承認が必要となります。理事会は3月、7月、10月の予定です。

農振除外後は、農地転用の手続きが必要です。

☆☆農地転用☆☆

・農地転用申請(農業委員会)には、土地改良区の意見書の添付が必要です。また3,000㎡以上の農地転用の場合は理事会での承認が必要です。

なお、農地転用には、転用決済金がかかります。

令和2年度決済金は、170,000円/10a 当り

※ 決済金額は、毎年4月1日に確定します。

☆☆組合員資格得喪届☆☆

・組合員資格に変更を生じた場合は、「組合員資格得喪通知書」を土地改良区に提出してください。

【届出を必要とする場合】

- ・農地の売買、相続、贈与、交換をした場合
- ・農地を農地以外に変更する場合(農地転用) 土地改良区では届がないと農地の確認をすることができません。必ず事務局へ届出をお願いいたします。
- ・軽微変更 農業用の建物(農業用倉庫、ハウスなど)軽微なものにも届けは必要です。

施設は大切に使用してください

- ・土地改良区施設(給水栓、制水弁、排泥弁)が土や草で分からないことがあります。土地の管理をお願いいたします。重機等による破損事故にもつながります。
- ・過失等による畑かん施設の破損については修理費を請求いたしますので、注意してください。
- ・立上り(雑用水)の管理は、寒冷期(11月から翌5月)については、不凍栓での使用をお願いいたします。

事務局 長野県西部箕輪土地改良区
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪10298
(箕輪町役場内)

(0265)79-3111 内線169

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆
ホームページをご覧ください

長野県伊那西部土地改良区連合
URL <http://www.ina-seibu.jp>